

基発第0305002号  
平成16年3月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

情報通信機器を活用した在宅勤務に関する労働基準法第38条の2の  
適用について

標記について、京都労働局長からの別紙甲の伺いに対し、別紙乙のとおり回答した  
ので了知されたい。

別紙甲

京労発基第35号  
平成16年2月5日

厚生労働省労働基準局長 殿

京都労働局長  
(公印省略)

情報通信機器を活用した在宅勤務に関する労働基準法第38条の2  
の適用について

今般、在宅勤務に関し、下記のとおり労働基準法第38条の2の適用に係る疑義が生じましたので、御教示願います。

記

次に掲げるいずれの要件をも満たす形態で行われる在宅勤務（労働者が自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態をいう。）については、原則として、労働基準法第38条の2に規定する事業場外労働に関するみなし労働時間制が適用されるものと解してよろしいか。

- ① 当該業務が、起居寝食等私生活を営む自宅で行われること。
- ② 当該情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと。
- ③ 当該業務が、随時使用者の具体的な指示に基づいて行われていないこと。

別紙乙

基発第0305001号  
平成16年3月5日

京都労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

情報通信機器を活用した在宅勤務に関する労働基準法第38条の2の  
適用について

平成16年2月5日付け京労発第35号（別紙甲）をもってりん伺のあった標記に  
ついて、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり。

ただし、例えば、労働契約において、午前中の9時から12時までを勤務時間とした上で、労働者が起居寝食等私生活を営む自宅内で仕事を専用とする個室を確保する等、勤務時間帯と日常生活時間帯が混在することのないような措置を講ずる旨の在宅勤務に関する取決めがなされ、当該措置の下で随時使用者の具体的な指示に基づいて業務が行われる場合については、労働時間を算定し難いとは言えず、事業場外労働に関するみなし労働時間制は適用されないものである。